

訪問介護サービス契約書（介護保険外）

（以下「利用者」といいます）と有限会社ケアスタッフ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に提供する介護保険外の訪問介護サービスについて、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を行います。

1 この契約の目的と内容について

事業者は利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の希望に添った介護保険外の訪問介護サービス（以下「サービス」といいます。）を提供します。利用者は事業者に、提供されたサービスに対する所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料等」といいます）を支払います。

（1）サービスの内容について

事業者は利用者の希望に添ったサービスを行います。ただし、サービスの内容は本契約の目的に則したものとし、公序良俗に反する内容または社会通念上不当な内容のサービスの場合、事業者はこれを拒否できます。

（2）利用者が事業者を支払う所定の利用料について

① 訪問介護の内容に対応する料金、利用料

サービス提供時間 [単位：分]	時間帯		
	料金 [単位：円]		
	8:00～18:00	6:00～8:00 18:00～22:00	22:00～6:00
30 以上 60 未満	2,571	3,086	3,806
60 以上 90 未満	3,857	4,629	5,709
90 以上 120 未満	5,142	6,172	7,612
120 以上 180 未満 (30 毎)	1,286 を加算	1,543 を加算	1,903 を加算
180 以上	+30 分毎に 1,028	+30 分毎に 1,234	+30 分毎に 1,543

(注1) 日曜日及び祭日は上記の料金が各々2割増、12月29日から1月3日までの間は上記料金の3割増となります。

(注2) ご利用時間は15分刻みで切り上げ計算致します。

② その他の費用の有無、利用者の費用負担

ア 交通費請求の有無	当該交通手段による実費を申し受けます。
イ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。
ウ キャンセル料	次の③に別途記載のとおり

③ サービス利用のキャンセル

訪問介護サービスの利用のキャンセルについては、利用者がサービス提供日前日以前の窓口営業時間内までに事業者へ通知した場合、利用料等を負担する必要はありません。

なお、利用者がサービス提供日前日以前の窓口営業時間内までにサービスの利用のキャンセルを通知しなかった場合、事業者は利用者に対して、この契約において定める所定のキャンセル料を請求することができます。

【キャンセル料の取扱い規定】

前日以前の窓口営業時間内までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
サービス開始時刻までにご連絡の場合	1 提供あたりの利用料（利用者負担金）の5%を請求します。
サービス開始時刻までにご連絡のない場合	1 提供あたりの利用料（利用者負担金）の10%を請求します。

ただし、利用者の病変、急な入院などのやむを得ない事情によるキャンセルについては、事業者はキャンセル料を請求できません。

④ 利用料等の計算期間と支払い

利用者は、利用月ごとの上記利用料等の所定の利用料等を、事業者が利用月の翌月15日までに利用者に届ける請求書（利用明細付属）により、下記の方法により支払うものとします。

なお、事業者は利用者からの支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。

【利用料等の支払い】

- ア 利用者指定口座からの自動引き落とし
月末締め翌月27日（当日が土日祝祭日の場合にはその明け日）
- イ 事業者指定口座への振り込み又は現金支払い
請求月の末日までにお支払い下さい。

2 この契約の期間について

この契約の契約期間は平成 年 月 日から始まり、解約の時をもって終了するものとします。

3 契約内容の変更、契約の解除と自動終了について

この契約内容の変更、契約の解除と自動終了の条件については、つぎのとおりです。

(1) 契約内容の変更

① 利用料等の変更

- ア 事業者は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更（増額又は減額）を行おうとする場合には、契約の一部を変更する文書を作成し、利用料等の変更の予定日から1ヶ月以上の期間をおいて、利用者に、その内容を通知するものとします。
- イ 利用者が利用料等の変更を承諾する場合には、この契約の一部変更契約を事業者と締結します。
- ウ 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者文書で通知することで、この契約を解約することができます。

② 利用サービス内容の変更

訪問介護の内容が、利用者の合意により変更され、事業者が提供するサービス内容が変更となる場合には、事業者は予め利用者に文書で説明し、承諾を得てこの契約の一部変更契約を締結するものとします。

ただし、変更内容が利用者の費用負担の増減を伴わない場合には、利用者の承諾を得た上で、訪問介護の内容の変更合意書締結に代えることができます。

(2) 契約の解約

① 利用者から行う解約措置

ア 利用者は、契約期間中に、この契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。

ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日前以内であっても、申し出により、この契約を解約することができます。

イ つぎの場合、利用者は事業者へ通知することにより事前申出の期間を設けることなくこの契約を解約することができます。

- (ア) 事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合
- (イ) 事業者が守秘義務に反した場合
- (ウ) 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (エ) 事業者が破産した場合
- (オ) その他事業者がこの契約に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

- ② 事業者から行う解約措置
事業者は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した文書を通知することにより、この契約を解約することができます。
ただし、つぎの場合には、1ヶ月以上の期間の事前申出の期間なしに、この契約を解約することができます。
- ア 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを1ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。
- イ 利用者またはその家族などが事業者や従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合。

(3) 契約の自動終了

- ア 利用者が社会福祉施設等に入所した場合
- イ 利用者の転居等によりサービスの実施が困難となった場合
- ウ 利用者が死亡した場合

4 事業者の責務について

(1) サービス提供の記録

- ① 事業者は、訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- ② 事業者はサービス提供記録をつけることとし、サービス提供の日から2年間保管します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(2) 秘密保持及び個人情報の保護

- ① 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

(3) 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

(4) 緊急時の対応

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等及び緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。

(5) 身分証携行義務

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(6) 連携

事業者は、訪問介護の提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接

な連携に努めます。

5 契約内容の履行と契約外事項の取扱いについて

- (1) 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- (2) この契約に定めのない事項については、民法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

6 合意裁判管轄について

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを、利用者および事業者は予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上
1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業所名 有限会社 ケアスタッフ
住 所 東京都八王子市明神町二丁目25番4号
代表者氏名 代表取締役 成川啓一 印

事業所名 有限会社 ケアスタッフ
住 所 東京都八王子市中野上町一丁目8番22号 2階

利用者

住 所
氏 名 印

代理人

住 所
氏 名 印